

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	令和2年7月豪雨により償却資産が滅失又は損壊した被災者の負担を軽減することで、当該被災者の事業再建を実現する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和7年3月31日～令和9年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	令和2年7月豪雨により償却資産が滅失又は損壊した被災者の負担を軽減することで、当該被災者の事業再建を実現する。
	政策目標の達成状況	当該税制度を活用し、被災者の事業再建を実現している。 新規適用件数（事業者数）：令和3年度～令和6年度で270件	
	有効性	要望の措置の適用見込み	被災後4年度を経過しても事業の再建に着手できない場合があり、こうした地域で適用の見込み。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	令和2年7月豪雨より償却資産を失った被災者が、被災後4年度を経過しても事業の再建に着手できない場合であっても、引き続き当該被災者の負担を軽減することにより、被災者の早急な事業再建に資するものである。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本措置は、事業の再建を望みつつも、令和2年7月豪雨による被災後4年度を経過しても事業の再建に着手できない被災者の負担を軽減するものであり、当該災害により償却資産が滅失又は損壊した被災者の事業の再建に資するものである。

これまでの 税負担 軽減 措置 等の 適用 実績 と 効果 に 関 連 す る 事 項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	災害により償却資産を失った被災者が、引き続き事業に着手できない場合であつても、当該被災者の負担を軽減することにより、被災者の早急な事業再建に資するものである。
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	令和3年度 本制度を措置	